

長崎県有墓地使用申込みのご案内

<目 次>

1	墓地使用申込案内	1
2	墓地使用に当たっての注意事項	3
3	長崎県有墓地位置図	5
4	募集する区画の一覧表、区画図及び写真	6
墓地使用申込書等様式		

令和4年5月 長崎県県民生活環境部生活衛生課

1 墓地使用申込案内

(1) 申込資格

長崎県内に住所を有し、かつ、墓地を必要としている方。ただし、次の事項に該当する方は、申込みできません。(長崎県暴力団排除条例第18条)

- ① 長崎県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員
- ② 長崎県暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団又は暴力団員に協力し、若しくは関与する等これらに関わりをもつ者その他集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として警察等捜査機関が確認した者

(2) 申込みの方法

- ① 添付している位置図、区画図をご覧になり、募集墓地・区画の現地確認をまずご自身で行って下さい。
- ② 申込みの場合、申込者本人又は家族(委任状が必要)の方が、添付している「県有墓地使用申込書兼誓約書」に必要事項を記入して長崎県庁2階 長崎県生活衛生課へご持参下さい。
※ 受付控えをお渡ししたり、申込時に確認する事項もありますので、郵送・FAXでは申込みできません。
- ③ 申込者が長崎県内に住所を有していないなど、提出書類について虚偽の記載があることが判明した場合は、申込みが無効又は利用資格が失格となります。
- ④ 申込者は、同一世帯の場合1人とし、第3希望まで申込みができます。
ただし、使用区画は一区画のみとなります。

- (3) 申込受付 平日(月～金曜日)の午前9時00分～12時00分、13時00分～17時00分 長崎県生活衛生課(長崎県庁2階)でのみ受付を行います。
申込者本人又は家族の方(委任状(申込書提出時)が必要)が、「県有墓地使用申込書兼誓約書」を持参の上お越し下さい。

(4) 申込みの取消し又は応募区画の変更をする場合

いったん「県有墓地使用申込書兼誓約書」を提出した後に申込みを取り消し、又は他の区画に変更して応募しようとする場合は、「県有墓地使用申込取消届」を提出して下さい。他の区画に変更して応募する場合は、改めて「県有墓地使用申込書兼誓約書」を提出していただきます。

(5) 応募区画が重複した場合の決定方法

同一週内（月曜日～金曜日まで）に応募区画への申込者が1名だった場合は、その申込者が当選者となります。応募区画への申込者が2名以上だった場合は、抽選とします。

抽選の日時と場所は、後日連絡いたします。

※抽選及び当選者に関する注意事項

申込者本人又は家族（委任状（抽選時）が必要）の方が抽選日当日、抽選日時までに受付を済ませ、必ず出席して下さい。受付に間に合わなければ、辞退されたものとみなします。

当選者が決定後、辞退又は失格した場合を考慮し、次点の方を選定します。

当選者が後日、辞退又は失格した場合、次点の方を当選者とし、連絡します。

(6) 募集する墓地区画及び使用料

別紙を参照してください。

使用料は、永代使用料として一括納入いただき、管理料は徴収いたしません。

(7) 使用許可の手続

① 当選された方には、長崎県生活衛生課へ来庁していただき、「長崎県有墓地使用許可申請書」及び「住民票謄本」を提出していただきます。提出していただけない場合は、当選を取り消させていただきます。

② 使用許可申請書等の提出を受けてから、納付書をお渡ししますので、銀行などで指定された期日までに墓地使用料を一括で納入して下さい。納入されたことが確認出来次第、「長崎県有墓地使用許可証」をお送りします。指定された期日までに納入されない場合は、当選を取り消させていただきます。

(8) 問合せ先

長崎県県民生活環境部生活衛生課営業指導班

電話095-895-2363

2 県有墓地の使用に当たっての注意事項

県有墓地の使用にあたっては、次のルールがあります。違反した場合には県有墓地の使用許可を取り消す場合がありますので、使用申込みにあたっては、あらかじめ次の内容についてご了解下さい。

- (1) 墓地の使用申込みをしようとする方は、長崎県内に住所を有する（住民票がある）方に限ります。
- (2) 墓地の使用申込みは第3希望まで受付けますが、許可は1世帯につき1区画のみです。（長崎県有墓地条例第2条）
- (3) 墓地を使用した後に県へ返還する場合は、既に納めている墓地使用料の返還は致しません。墓地を使用しないまま返還した場合も同様です。なお、管理料は徴収しておりません。
- (4) 墓地を相続する場合、使用する権利は、相続人において確実に継承して下さい。他人へ譲渡、転賃はできません。（長崎県有墓地使用条例第4条）
- (5) 墓地の区画内の管理は、使用者に行っていただきます。また、墓地内は清潔に保ち、墓石等に危険がないよう、その保全に努めてください。（長崎県有墓地使用条例第5条）
- (6) 各区画は、現状のままで使用開始となりますので、墓石等の工作物の設置時に併せて区画内を整備して下さい。区画を確認のうえ、境目がわかるように耐久性があるもので作ってください。
- (7) 次の場合は、長崎県（生活衛生課）への連絡が必要です。
 - ・ 塀の改修など区画内の形を変更する場合
 - ・ 新たに墓石等を据える場合
 - ・ すでにある墓石等を取り壊し、又は建て直す場合
 - ・ 樹木を植える場合※ 墓石等とは、区画の中の墓石や灯ろう、塀などの工作物のことです。
- (8) 使用許可を受けた日から2年以上使用せず放置すると使用許可が取り消されることがあります。2年内を目途に墓石等を建立して下さい。

(9) 墓地を使用する権利を他の人に無断で譲渡した場合や、事前の承認を受けずに区画の形の変更、墓石等の設置・変更・撤去、樹木の植栽をした場合には、使用許可が取り消されることがあります。

(長崎県有墓地使用条例第6条)

(10) 墓地の使用を取り消されたときや、墓地を利用する必要がなくなったときは、長崎県に返還しなければなりません。墓地の返還にあたっては、長崎県の指示によって使用者において墓石等の工作物をすべて撤去し、更地の状態にして返還していただきます。(ただし、ブロック塀の取り壊し等により隣の墓地等に影響を与える可能性がある場合は、事前に相談して下さい。)

(長崎県有墓地使用条例施行規則第8条)

(11) 墓地に駐車場はありません。

(12) 墓地近隣の住民が利用しているごみステーションは利用できません。

3 長崎県有墓地位位置図



4 募集する区画の一覧表、区画図及び写真

	区画番号		面積(m ²)	m ² 当たり単価(円)	永代使用料(円)	
1	A地区	96-0番	10.9	53,600	584,240	使用済
2	A地区	149-0番	2.95	53,600	158,120	
3	A地区	169-0番	6.0	53,600	321,600	
4	A地区	193-0番	5.83	53,600	312,488	
5	A地区	213-0番	9.69	53,600	519,384	
6	B地区	11-0番	10.30	53,600	552,080	
7	B地区	12-0番	9.11	53,600	488,296	
8	B地区	87-0番	6.61	53,600	354,796	使用済
9	B地区	90-0番	7.19	53,600	385,384	使用済
10	B地区	163-0番	6.25	53,600	335,000	
11	C地区	2-0番	12.62	48,600	613,332	
12	C地区	3-0番	11.51	48,600	559,386	
13	C地区	6-0番	15.65	48,600	760,590	
14	C地区	35-0番	10.02	48,600	486,972	
15	C地区	70-0番	10.16	48,600	493,776	
16	C地区	105-2番	9.17	48,600	445,662	
17	C地区	117-0番	8.20	48,600	398,520	
18	C地区	131-0番	5.62	48,600	273,132	
19	C地区	184-0番	7.91	48,600	384,426	
20	C地区	186-0番	6.50	48,600	315,900	

	区画番号		面積(m ²)	m ² 当たり単価(円)	永代使用料(円)
21	C地区	2 1 6－0番	5.59	48,600	271,674
22	C地区	2 2 3－0番	12.60	48,600	612,360
23	C地区	2 4 7－0番	14.95	48,600	726,570
24	C地区	2 5 2－0番	5.10	48,600	247,860
25	C地区	2 6 2－0番	5.80	48,600	281,880
26	C地区	2 7 4－2番	6.91	48,600	335,826
27	C地区	3 5 2－0番	6.72	48,600	326,592
28	C地区	3 6 4－0番	6.96	48,600	338,256
29	D地区	3 9－0番	6.97	51,000	355,470
30	D地区	5 4－0番	5.66	51,000	288,660
31	D地区	7 3－0番	4.94	51,000	251,940
32	D地区	7 6－0番	5.45	51,000	277,950
33	D地区	1 0 1－2番	6.81	51,000	347,310
34	D地区	1 4 9－2番	7.72	51,000	393,720
35	D地区	1 8 3－0番	9.72	51,000	495,720
36	D地区	1 8 9－0番	8.35	51,000	425,850

$$S = 1,100$$
